

【よなごしんきんポイントカード利用約款】

第1条 目的

本約款は山陰信販株式会社（以下当社という）が発行する以下に定義するよなごしんきんポイントカードのご利用について規定するもので、よなごしんきんポイントカードの利用者（以下「お客様」という）は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条 定義

本約款において使用する語句の定義は、つぎのとおりとします。

●V E S C A

当社が提携するベスカ株式会社（以下「ベスカ」という）が開発、運営するオンライン型バリュー管理システム（以下、「V E S C Aシステム」という）をいいます。

●よなごしんきんポイントカード

当社発行のV E S C Aシステムを利用したカードで、よなごしんきんポイントを電子的データ価値に変換して、お客様が当社指定の店舗において商品の購入やサービスの提供が受けられるための機能をそなえたもの（以下「カード」という）をいいます。

●よなごしんきんポイント

米子信用金庫が米子信用金庫でお取引等のあるお客様に付与するサービスのポイント（以下「ポイント」という）をいいます。

ポイント加算についてはサービスの内容をポイントに換算して毎月月末に締めて翌月20日にカードへ加算いたします。

ポイント及びサービスに関するお問い合わせは以下にお問合わせください。

お問い合わせ先：米子信用金庫 業務管理部 電話0859-33-1241

●ポイントの利用方法

ポイントは500ポイントごとに500円分の価値に自動変換をおこなったもの（以下「プレミアム」という）が加盟店でご利用できます。

●加盟店

当社とカードの取扱いに関する加盟店契約を締結し、お客様に対して商品等の販売または提供を行う事業者をいいます。

第3条 利用可能な店舗

カードはよなごしんきんポイントカード取扱店（以下「カード取扱店」という）の掲示のある加盟店でのお買い物に使用できます。カード取扱店の名称及び所在地は別紙に記載するほか、当社ホームページでもご確認いただけます。

第4条 カードの発行・交付

カードは当社が発行を行い、米子信用金庫本店、支店でカード入会のお申し込みをされた方に交付いたします。

第5条 入金方法

カードへの入金は現在お取扱しておりません。カードへの入金を取扱いを開始する際は、当社ホームページ、社団法人日本資金決済業協会 WEB サイトでの掲示を行い周知いたします。また、米子信用金庫本店、支店で告知いたします。カードへの入金を取扱う加盟店については、よなごしんきんポイントカード入金取扱店の掲示をいたします。

第6条 カードの利用

1.カードで商品をご購入される場合は、加盟店のカード取扱表示のあるレジでカードをお渡しいただくものとします。プレミアム残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払後のプレミアム残高及びポイント残高（プレミアム残高及びポイント残高を以下「カード残高」という）はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないことを確認するものとします。

2.お渡しいただいたカードのプレミアム残高が商品購入合計額に満たない場合は、不足額を現金もしくは加盟店の指定する支払方法によりお支払いいただくものとします。

3.カードを複数枚お持ちであっても、各カードの残高を1枚のカードに統合することはできません。

第7条 カード残高照会

1.カード残高は、ご利用時にレシートに表示されるほか、加盟店の端末及び当社ホームページ及び当社携帯サイトに確認できます。

2.加盟店にてカード残高を確認される場合には、カード残高を確認されたいカードをカード取扱表示のあるレジまでお持ちいただくものとします。

3.当社ホームページ及び当社携帯サイトにカード残高を確認される場合は、カード裏面に記載された16桁のカード番号及び4桁のPIN番号が必要です。

4.当社ホームページにおいては、カード残高のほか、ご利用の履歴確認も可能です。但しシステムの都合上、ホームページ上で表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社及びベスカが定めるところによります。

5.有効期限を過ぎたカードのカード残高は確認できませんので、ご了承ください。

第8条 カード残高の返還

カード残高の返還はできませんので、ご了承ください。

第9条 再発行

1.カードを紛失した場合、もしくは盗難、改ざんされた場合は米子信用金庫本店、支店窓口にお申し出ください。お申し出のあったカードは機能停止を行います。その際、カード残高は失効いたします。新しいカードの発行・交付は行いますが旧カードのカード残高を移行しての再発行及び返金、返還はいたしませんので、ご了承ください。

2.カードやカードの機能を破損することがありますので、カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないで下さい。カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが明らかで、カードの磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号が判読可能な場合に限り、当社及び米子信用金庫の判断により、残高を移行させた新しいカードと交換で旧カードの引渡しを求めることができますものとします。なお、新しいカードの発行にあたっては、米子信用金庫の本店、支店窓口にお申し出ください。カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。カード残高の返金、返還はいたしませんので、ご了承ください。

第10条 不正な取得・利用など

1.次のいずれかに該当するときは、当社はお客様にカードのご利用をお断りし、カード自体を無効扱いとしたうえで、お客様のカードを当社にお引渡しいただくものとします。

(1) お客様が、不正な方法によりカードを取得し、また、不正な方法により取得されたカードであることを知って使用した場合

(2) カードが改ざん、偽造、または変造されたものである場合

(3) 本約款に違反した場合

(4) その他、本カードが不正に利用された場合

2.前項各号に疑いがある場合、当社は調査のため一時的にカードをお預かりできるものとします。

3.なお本条第1項においてカード自体が無効となった場合、当社は当該カードの交換・再発行・カード残高の返還などには一切応じませんので、ご了承ください。

第11条 カードの有効期限

カードは、最後のご利用日より5年間ご利用がない場合、金額及びポイントの残高の有無にかかわらずそのカードは無効となり、カード残高の返還はしないものとします。

（ご利用とは：プレミアムでのお支払、ポイントの加減算、カード残高照会）

第12条 システム保守・障害など

カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情によりカード取扱店舗の一部または全店舗において、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけなかったことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いませんので、ご了承ください。

第13条 質権等担保権設定の禁止

カードへの質権等担保の設定はできないものとします。また、お客様が本規定に違反した場合には当該違反から生じるトラブル等には当社は一切責任を負いませんので、ご了承ください。

第14条 約款の変更

当社は当社の判断において予告無く本約款を変更することができるものとします。変更した約款は当社ホームページにより告知します。

第15条 裁判管轄

本約款に基づく取引に関して当社との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

2010年11月30日制定

カード発行元・お問い合わせ先

山陰信販株式会社

〒683-8602 米子市東福原2丁目1-1

0859-32-7331（営業時間9:30~18:00）ただし土・日・祝祭日は除きます。

<http://www.san-inshinpan.co.jp>

パソコンからの残高及びご利用履歴照会は上記 URL よりよなごしんきんポイントカード残高・履歴照会のバナーをクリックして下さい。

携帯電話からの残高照会は下記 QR コードよりアクセスして下さい。

